

## I 景観形成基準の考え方

景観計画区域（町全域）のうち景観形成重点区域を除く区域では、多様な建築物等の立地を許容することが必要となるため、大規模な建築物・工作物や一定規模を超える土地の開発行為などを対象に緩やかな配慮基準を設けています。

一方、歴史・文化などの特色が象徴的であり、良好な景観の形成が特に必要な景観形成重点区域では、小規模な建築物・工作物や一定の規模を超える開発行為などを対象に細やかな配慮基準を設けています。

## II 景観形成基準【景観法第8条第2項】

### II-1. 景観形成重点区域以外の区域

対象行為	項目	基準
共通	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。</li> <li>・優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。</li> </ul>
建築物及び工作物	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。</li> <li>・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、境界付近のゆとりある空間の創出に配慮すること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。</li> <li>・長大な壁面は、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。</li> <li>・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調色はできる限り彩度を抑えるとともに、周辺景観と調和した色調とする。</li> <li>・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材・緑化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。</li> <li>・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。</li> <li>・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。</li> <li>・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。</li> <li>・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>
開発行為及び土地質質変更行為	方法など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。</li> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> <li>・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。</li> </ul>

## II-2. 景観形成重点区域【古街周辺地区】

対象行為	項目	基準
共通	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、<u>できる限り形状を変えずに保全すること。</u></li> <li>・優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。</li> </ul>
建築物及び工作物	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。</li> <li>・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、<u>その境界線からできる限り後退した位置とすること。ただし、調和のとれた街並みの連続性が尊重されている地域においては、道路側の壁面を揃えた位置とすることが望ましい。</u></li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。</li> <li>・長大な壁面はできる限り避け、分節や陰影をつけるなど、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。</li> <li>○外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺建築物との調和に配慮すること。</li> <li>○壁面や屋根など、街並みの連続性やスカイラインの形成に配慮すること。</li> <li>○屋根の形状（勾配など）、向き（妻入り、平入り）、素材などは、街並みの連続性を考慮したものとする。</li> <li>・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。<u>やむを得ない場合は、周辺景観と調和するよう修景や目隠しなどの措置を施すこと。</u></li> <li>○屋外広告物の設置はできる限り控えること。<u>やむを得ない場合は、その規模を最小とし、建造物や周辺景観との調和に配慮した景観とすること。</u></li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調色はできる限り彩度を抑えるとともに、周辺景観と調和した色調とすること。</li> <li>○アクセントとして鮮やかな色などを用いる場合は、できるだけ小さな面積とし、<u>周辺景観を損なわないよう配慮すること。</u></li> <li>・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
	素材・緑化など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。</li> <li>・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。</li> <li>・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。</li> <li>○樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、<u>その保全に努めるとともに、積極的に修景に活かすこと。</u></li> <li>・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。</li> <li>・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮すること。</li> <li>○地域特性に応じた色温度とし、<u>あかりの統一感の創出に努めること。</u></li> <li>・工事期間中は、周囲の緑化や仮囲いの修景など、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> </ul>
開発行為及び土地形質変更行為	方法など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。</li> <li>・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> <li>・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。</li> </ul>

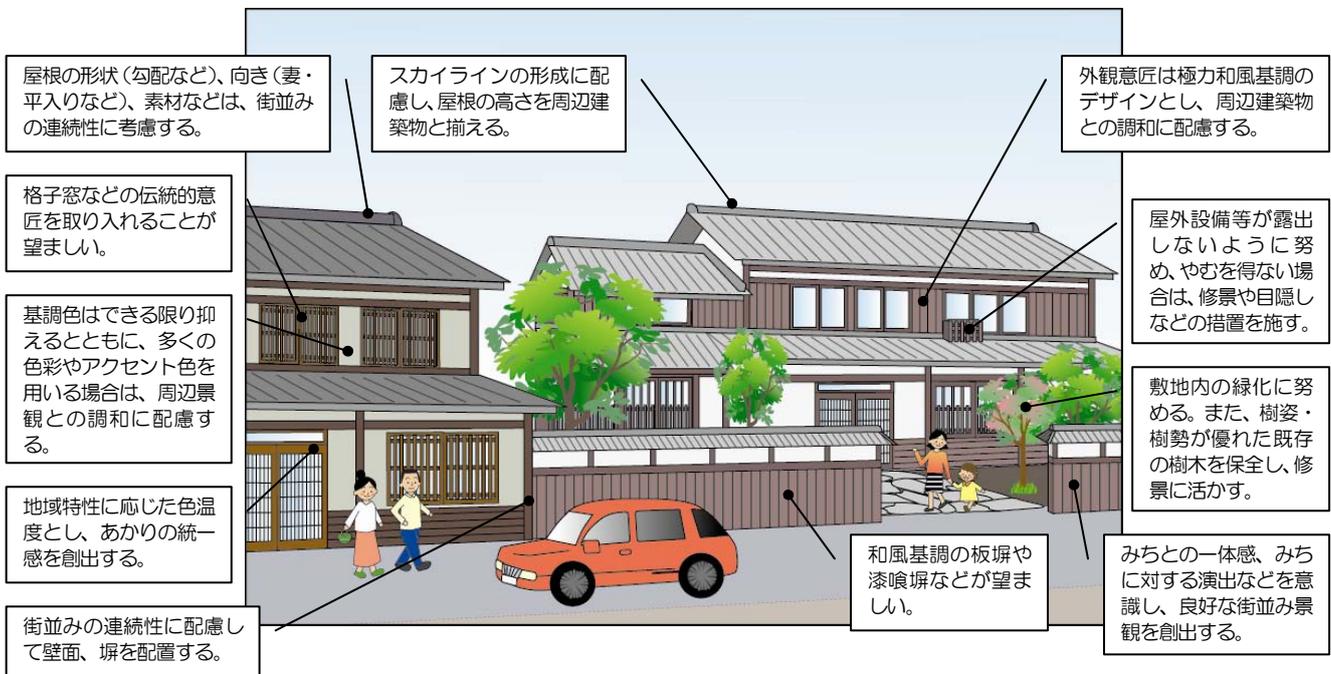


- ・景観形成重点区域では、他の区域に比べより細やかな配慮基準を設定しています。
- ・「下線部分」は、景観形成重点区域において追加・変更している箇所です。

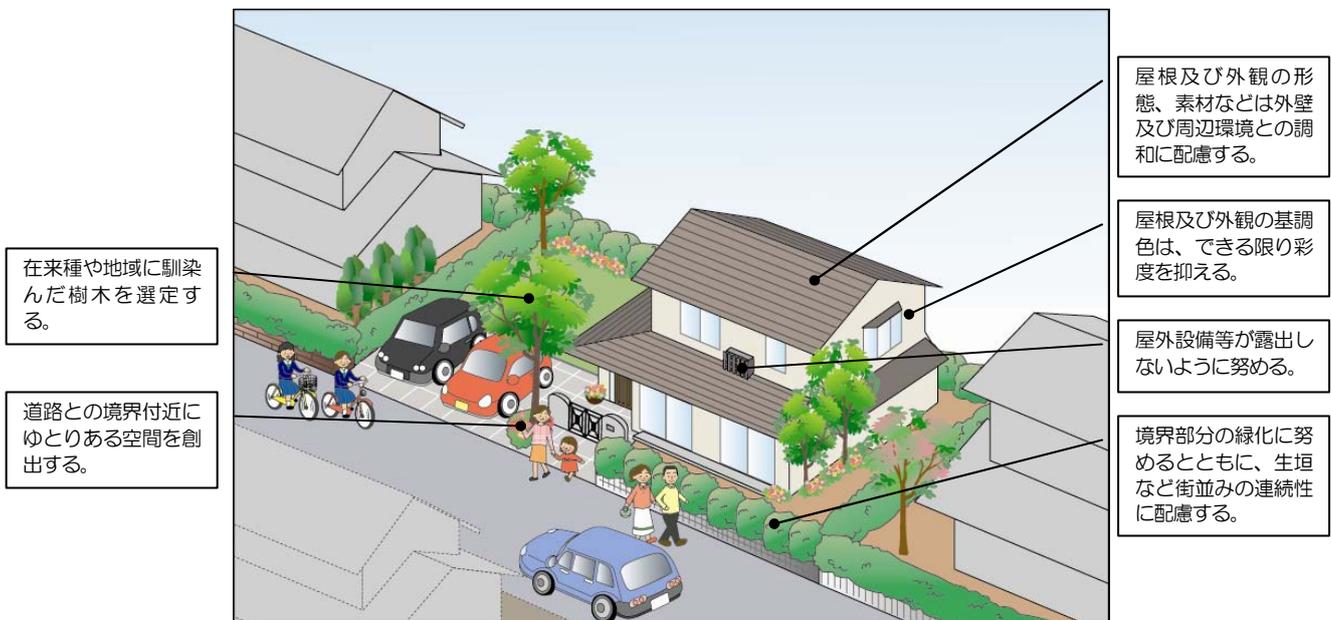
### Ⅲ. 景観形成のイメージ（参考）

景観計画に定める景観形成基準が意図する景観イメージ（参考）は、次のとおりです。

#### 【歴史的街並み】



#### 【戸建て住宅】



【集合住宅】

自然や歴史的建築物など、優れた景観資源の背景となる場合は、その背景景観を損なわない位置・高さ、形態・意匠とする。

長大な壁面は、周囲へ圧迫感を与えない（分節をつけるなど）よう配慮する。

在来種や地域に馴染んだ樹木を選定する。

道路との境界付近にゆとりある空間を創出する。

屋外設備等が露出しないように努める。

屋根及び外観の形態、素材などは外壁及び周辺景観との調和に配慮する。

屋根及び外観の基調色は、できる限り彩度を抑える。

境界部分の緑化に努めるとともに、生垣など街並みの連続性に配慮する。

【大規模商業施設】

屋外設備等が露出しないように努める。

周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とする。

長大な壁面は、周囲へ圧迫感を与えない（分節をつけるなど）よう配慮する。

屋外広告物はできる限り集約化し、にぎわいの中にも節度を感じられる位置・規模、形態・意匠とする。

アクセント色は、できるだけ小さな面積にするなど、全体としてのまとまり、周辺景観との調和に配慮する。

自然や歴史的建築物など、優れた景観資源の背景となる場合は、その背景景観を損なわない位置・高さ、形態・意匠とする。

屋根及び外観の基調色は、できる限り彩度を抑える。

ガラスなど光沢性のある素材を用いる場合は、周辺景観との調和に配慮する。

在来種や地域に馴染んだ樹木を選定する。

敷地内及び境界部分の緑化に努める。

## IV 景観形成基準の解説

### IV-1. 共通

#### 重点区域以外 基準

- ・ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然の保全に配慮すること。
- ・ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。

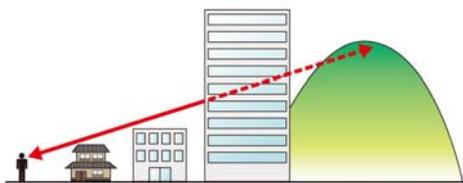
#### 重点区域 基準

- ・ 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。
- ・ 行為地において良好な景観を形成している建築物、その他の工作物、樹木などの自然がある場合には、できる限り形状を変えず保全すること。
- ・ 優れた景観を有する自然や施設などに近接する又は背景とする場合は、主要な視点場からの景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 歴史的建築物など優れた景観資源の背景を保全することが必要な地域においては、その背景景観を損なわないよう配慮すること。
- ・ 尾根付近では、稜線のシルエットを乱さない位置や高さとする。

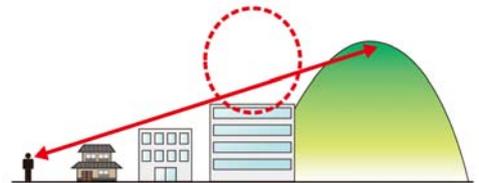


- ・ 周辺景観との【調和】に配慮することが重要です。
- ・ 歴史的建造物や緑など、守り育てるべき大切な景観資源の【景】を阻害しないことが重要です。

#### 【背景景観】



○高層建築物が歴史的建築物の背景を阻害しています。

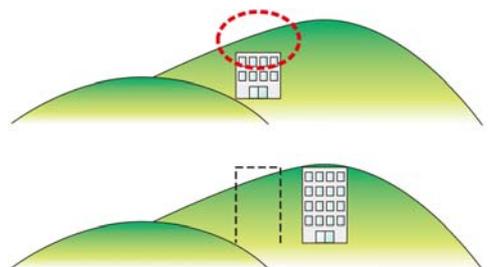


○高さを低くすることにより、歴史的建築物の背景景観に配慮した。

#### 【稜線】



○尾根付近の建築物が稜線を阻害しています。



○高さや位置の工夫により、稜線を阻害しないよう配慮した。

## IV-2. 建築物及び工作物

### 1) 位置・規模

#### 重点区域以外 基準

- ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
- ・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、境界付近のゆとりある空間の創出に配慮すること。

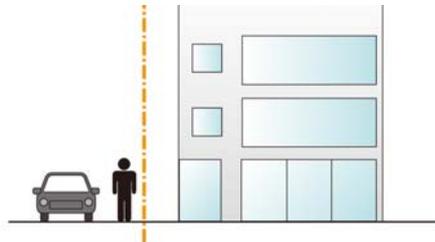
#### 重点区域 基準

- ・主要な視点場からの眺望を妨げない位置及び高さとする。
- ・道路などの公共空間に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。ただし、調和のとれた街並みの連続性が尊重されている地域においては、道路側の壁面を揃えた位置とすることが望ましい。

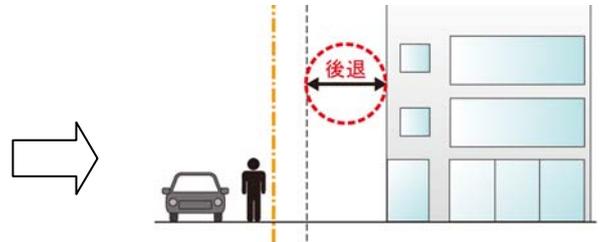


- ・視点場（公共空間）からの【見え方】に配慮することが重要です。
- ・公共空間との境界線から建築物を後退させることで、歩行者等に圧迫感を与えないことが重要です。ただし、街並みの連続性がある場合は、周辺との調和が重要です。

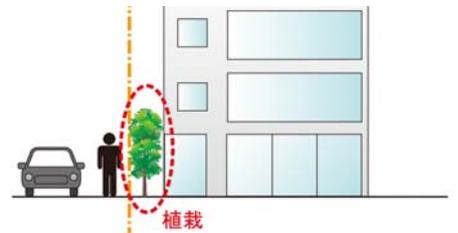
#### 【壁面の後退】



○境界付近まで壁面が迫り、歩行者等に圧迫感を与えています。

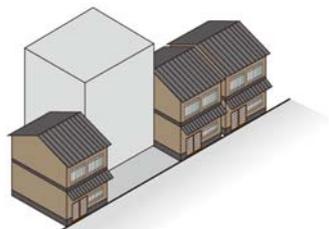


○壁面の後退により、圧迫感が軽減された。

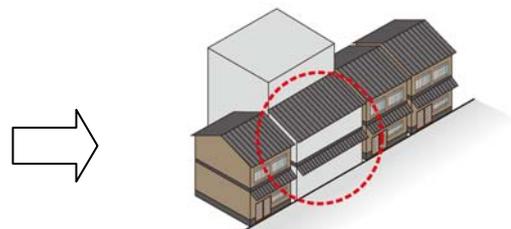


○壁面の後退はできないが、植栽を設けることで、圧迫感が軽減された。

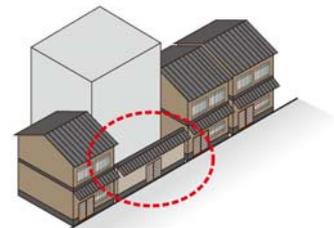
#### 【壁面（街並みの連続性）】



○壁面が後退しているため、街並みが途切れている。



○壁面の位置を揃えることにより、街並みの連続性に配慮した。



○壁面は後退しているが、塀の位置や形態・意匠を揃え、街並みの連続性に配慮した。

## 2) 形態・意匠

### 重点区域以外 基準

- ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。
- ・長大な壁面は、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。

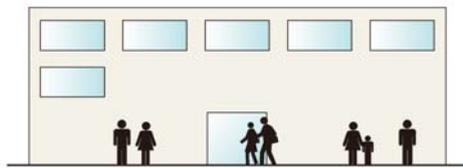
### 重点区域 基準

- ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態・意匠とすること。
- ・長大な壁面はできる限り避け、分節や陰影をつけるなど、周囲への圧迫感を与えないよう配慮すること。

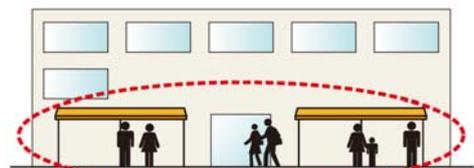


- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・無機質な壁面を連続、大規模化させることは、殺伐とした雰囲気醸し出すだけでなく、周囲への圧迫感を与えます。分節や陰影、壁面の後退、植栽の配置などの工夫により、景観に変化をつけ、周囲への圧迫感を軽減することが重要です。

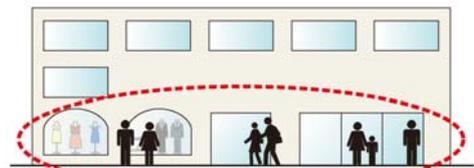
### 【長大な壁面】



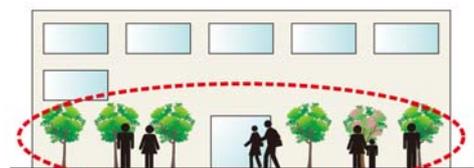
○無機質な壁面が連続、大規模化することで、歩行者に圧迫感を与えている。



○庇の設置など、壁面を分節化することにより、圧迫感が軽減された。



○開口部を設けることにより、壁面の変化、陰影がつき、圧迫感が軽減された。



○植栽を設けることにより、圧迫感が軽減された。

重点区域以外  
基準

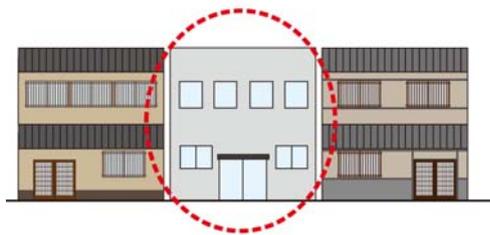
重点区域  
基準

- 外観意匠を極力和風基調のデザインとし、周辺建築物との調和に配慮すること。
- 壁面や屋根など、街並みの連続性やスカイラインの形成に配慮すること。
- 屋根の形状（勾配など）、向き（妻入り、平入り）、素材などは、街並みの連続性を考慮したものとする。



- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・歴史的な街並みでは、外観意匠や壁面の位置、高さ、屋根の形状・向きなどの連続性に配慮することが重要です。

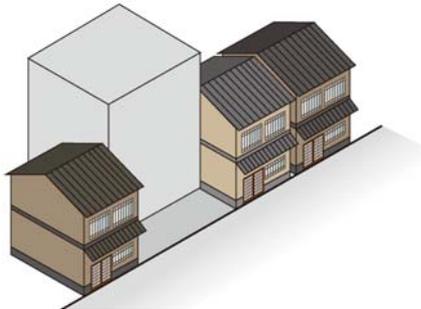
【外観】



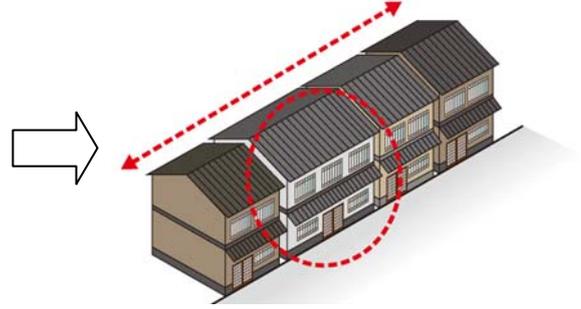
○和風の街並みに調和しない形態・意匠により、街並みの連続性が途切れています。



○和風基調の形態・意匠とすることにより、街並みの連続性に配慮した。



○壁面や屋根の位置や形態・意匠が街並みと調和せず、連続性が途切れています。



○壁面の位置、屋根の高さや形態・意匠を揃えることにより、街並みの連続性に配慮した。



○屋根の形状や向きが違うため、街並みの連続性が途切れています。



○屋根の形状や向きを揃えることにより、街並みの連続性に配慮した。

<b>重点区域以外 基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。</li> </ul>
<b>重点区域 基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外設備や付帯施設などは、公共空間に露出しないよう努め、当該建築物との一体性の確保に配慮すること。<u>やむを得ない場合は、周辺景観と調和するよう修景や目隠しなどの措置を施すこと。</u></li> <li>○屋外広告物の設置はできる限り控えること。<u>やむを得ない場合は、その規模を最小とし、建造物や周辺景観との調和に配慮した景観とすること。</u></li> </ul>

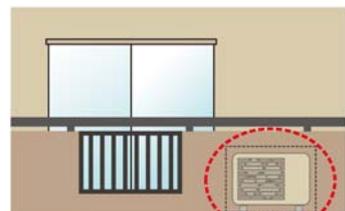


- ・屋外設備や付帯設備などは、できる限り目立たないように配慮することが重要です。
- ・屋外広告物は、周辺景観に配慮した規模、デザイン、色彩とすることが重要です。

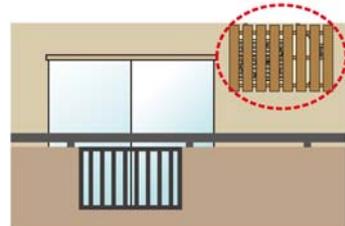
**【屋外設備等】**



○屋外設備が露出しています。

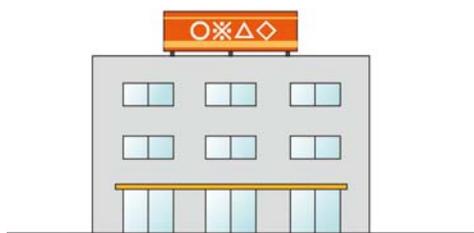


○屋外設備を据え置きにすることにより、目立ちにくいように配慮した。

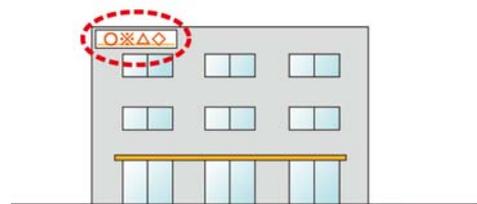


○屋外設備を目隠しで覆うことにより、目立たないように配慮した。

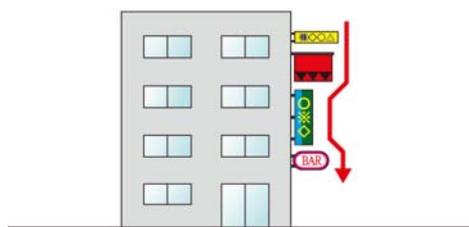
**【屋外広告物】**



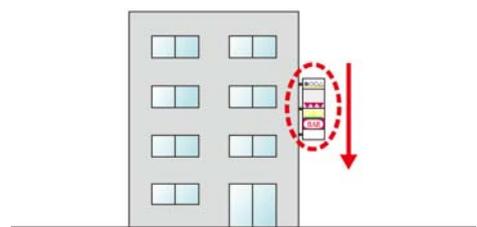
○大きな広告物が屋上に設置されています。



○規模を抑えて壁面に設置し、色彩も抑えた広告物とした。



○軒下広告物の大きさ、色彩が揃っていません。



○軒下広告物を集約し、大きさや色彩を揃えた。

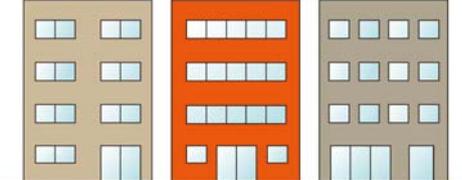
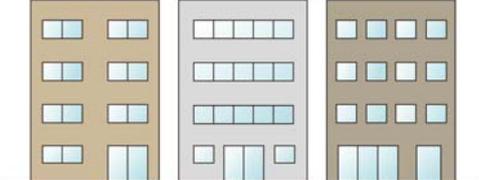
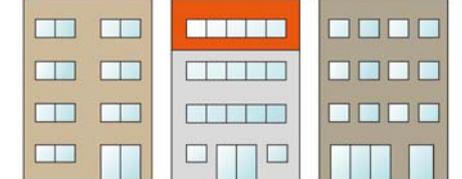
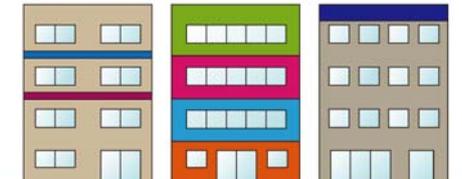
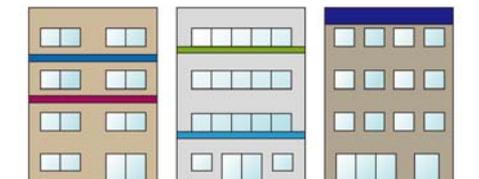
### 3) 色彩

<b>重点区域以外 基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調色はできる限り彩度を抑えとともに、周辺景観と調和した色調とすること。</li> <li>・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ul>
<b>重点区域 基準</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基調色はできる限り彩度を抑えとともに、周辺景観と調和した色調とすること。</li> <li>○アクセントとして鮮やかな色などを用いる場合は、できるだけ小さな面積とし、周辺景観を損なわないよう配慮すること。</li> <li>・屋外設備や付帯施設などの色彩は、当該建築物及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> <li>○多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及び周辺景観との調和に配慮すること。</li> </ul>



- ・周辺景観との【まとまり・調和・連続性】に配慮することが重要です。
- ・特に重点区域においては、彩度を抑えた落ち着いた色彩とすることが重要です。

#### 【色彩】

 <p>○基調色に派手な色彩を使用し、街並みとの調和が図れていません。</p>	➡	 <p>○基調色の彩度を抑え、周辺景観との調和に配慮した。</p>
 <p>○アクセント色の面積が大きく、突出した景観となっています。</p>	➡	 <p>○アクセント色の面積を小さくすることで、周辺景観への影響を少なくした。</p>
 <p>○アクセント色の数、面積が大きく、突出した景観となっています。</p>	➡	 <p>○アクセント色の数を控え、面積を小さくすることで、周辺景観への影響を少なくした。</p>

◆色彩基準 <参考>

参考までに、使用が望ましい色（色彩の範囲）を国際的な色表系として日本工業規格（JIS）にも採用されている「マンセル表色系」を用いて、次に示します。

ただし、この範囲内であればどのような色彩でも良いということではありません。

実際には、対象となる建築物等の壁面の大きさや形態、デザイン、素材などをもとに、周辺景観との調和を十分に考慮して色彩を選択することが重要です。

区域	色相	明度	彩度
重点区域以外	—	—	—
重点区域	R（赤）・Y R（黄赤）	—	6 以下
	Y（黄）	—	4 以下
	その他	—	2 以下

※ 自然素材（木材、石材、漆喰、土塀や珪藻土などで素材に人為的な手を加えていないもの）や無着色のガラス材等によって仕上げられる部分の色彩を除く

■マンセル表色系

マンセル表色系は、「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって色彩を正確に表現するものです。

■色相(Hue)

- ・色合い（色の種類）を表すものです。
- ・赤(R)、黄(Y)、緑(G)、青(B)、紫(P)の5つの基本色相と、その中間にある黄赤(YR)、黄緑(GY)、青緑(BG)、青紫(PB)、赤紫(RP)の5つの中間色相を加えた10の色相が基本になります。

■明度(Value)

- ・明るさを表すものです。
- ・理論上の明るさを0から10の数値で示します。
- ・暗い色ほど数値は小さく、明るい色ほど数値は大きくなります。実際には最も明るい白が明度9.5程度であり、最も暗い色は1.0程度です。

■彩度(Chroma)

- ・鮮やかさを表すものです。
- ・0から14までの数値で示します。
- ・白、黒、灰色など無彩色の彩度は0で、色味が増すに従い数値は大きくなります。
- ・最も鮮やかな彩度（最高彩度）は色相により異なり、赤・黄系の場合は8~10程度、青系の場合は8~10程度となっています。



※印刷の色は実際の色と異なりますので、マンセル値に照合して色票等で確認してください。

#### 4) 素材・緑化など

##### 重点区域以外 基準

- ・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。
- ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。
- ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

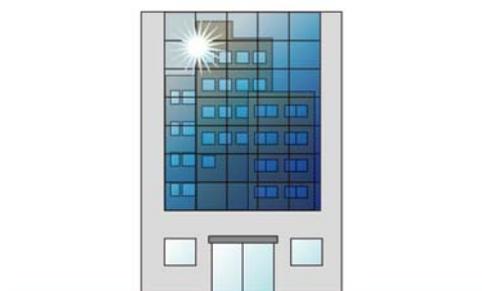
##### 重点区域 基準

- ・周辺景観と調和した素材や地域の風土に合った素材の活用に配慮すること。
- ・経年変化を考慮して、耐久性及び耐候性に優れた素材の活用に配慮すること。
- ・ガラスなど光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に配慮すること。

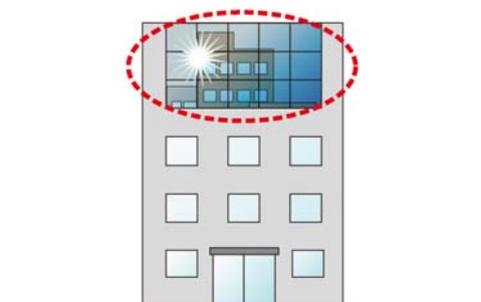


- ・地域に根づいた素材を使用することにより、地域景観に馴染みやすくなります。
- ・経年変化を踏まえた素材選びが重要です。

#### 【ガラス】



○光沢性のあるガラスを全面に使用しています。



○ガラスの使用面積を抑えることにより、周辺景観へ配慮した。

重点区域以外  
基準

- ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。
- ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。
- ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。

重点区域  
基準

- ・敷地内は、できる限りの緑化に努めるとともに、道路などの公共空間に接する場所への緑化に努めること。
- 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、その保全に努めるとともに、積極的に修景に活かすこと。
- ・できる限り地域の環境に適した在来種や地域に馴染んだ樹木を選定すること。
- ・建築物などが周辺に与える圧迫感を和らげるよう、樹種や樹木の高さ、植栽位置等を考慮すること。



- ・緑は、無機質で殺伐とした景観を和らげる高い効果があります。
- ・植栽等により、半公共空間である境界付近の景観に配慮することが重要です。

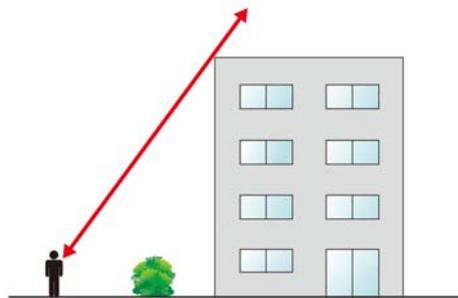
【緑化】



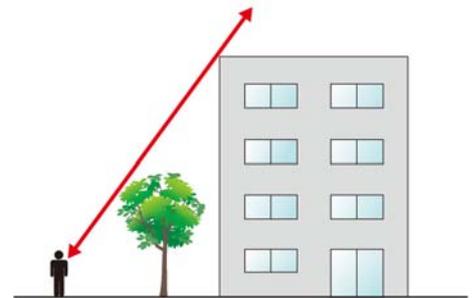
○周りの住宅に比べ、植栽の位置が後退しています。



○植栽の位置を揃えることで、周辺と調和するとともに、街並みが連続します。



○低木植栽のため、歩行者に圧迫感を与えています。



○樹木の高さを工夫することにより、歩行者の圧迫感が軽減される。



### IV-3. 開発行為等

#### 重点区域以外 基準

- ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。
- ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
- ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。
- ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
- ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

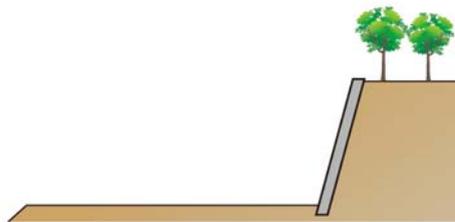
#### 重点区域 基準

- ・土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮すること。
- ・現況の地形をできる限り活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。
- ・法面はできる限り緩やかな勾配とし、周辺の植生と調和した緑化を施すこと。
- ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。
- ・造成などに際しては、できる限り既存樹木の保全に努めること。

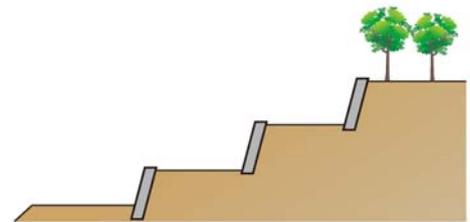


・開発行為等においては、地形や樹木など、できる限り現況を活かしたものとすることが重要です。

#### 【長大な擁壁】

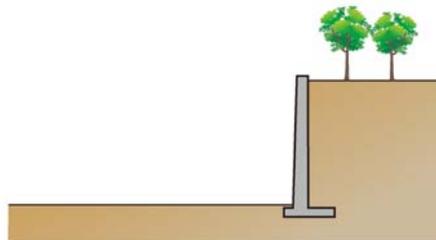


○長大な擁壁により、現況地形が大きく変化しています。

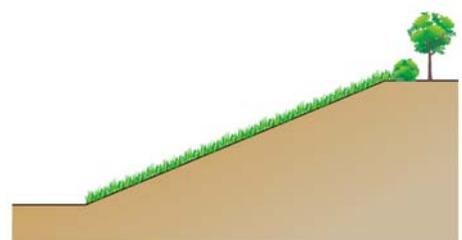


○擁壁の規模を小さくし、現況地形を活かした造成計画とした。

#### 【法面】



○直立した擁壁により、圧迫感が感じられる。



○緩やかな法面により、圧迫感を軽減し、植栽を施すことで景観に配慮した。